

千葉県関係部局との意見交換会

県との意見交換会は、我々造園業界の声を県の関係部局（県土整備部、農林水産部、総務部、企業局）幹部の皆さんに直接届ける場として毎年開催しています。

本年度は、去る9月4日（木）ホテルプラザ菜の花において、千葉県から県土整備部都市整備局長の横土俊之様はじめ県土整備部公園緑地課など9名、農林水産部次長鈴木清次様はじめ森林課1名、総務部管財課2名、企業局土地管理部から3名、全体で14名にご出席を頂き、協会から正副会長、理事、監事16名が出席しました。

後日、県から「海岸保安林の再生」「少子高齢化・地域防災」に対応した公園再整備計画検討プロジェクト」「門松づくり講習と寄贈」「造園技能検定講習」などの主要事業の活動を紹介しながら関連する要望とともに、会員から寄せられた「猛暑による工事と委託業務における標準施工量（施工単価）の見直すこと」、「森林環境譲与税活用」、「造園職種の採用」、「道路管理における除草剤の使用状況」等27の質問要望について回答を寄せていただきました。



【協会の主な事業と要望等】

項 目	協会の質問・要望	県からの説明の要旨
I 海岸保安林の再生	①九十九里地区及び平砂浦地区の保安林整備の進捗状況はどのようになっていますか。また、今年度はどのような整備を行う予定ですか。	<森林課>九十九里地区の保安林整備の進捗状況ですが、津波対策としての砂丘の整備を重点的に実施し、平成28年度までに約13キロメートルを完了しています。 森林整備については、ボランティア等によるものも含め、平成24年度から令和6年度までに約180ヘクタール実施し、進捗率は全体計画に対し約72パーセントとなっています。 平砂浦地区の進捗状況ですが、森林整備については、ボランティア等によるものも含め、平成24年度から令和6年度までに約35ヘクタール実施し、進捗率は約60パーセントとなっています。 今年度は、九十九里地区において植栽を予定しております。
	②広葉樹導入の検討状況について教えてください。また、海岸前線部より内陸側についてはいつどのように進めていくお考えですか。今後の見通しなどの共通認識を持つ場として海岸県有保安林再生部会等の開催をお願いします。	<森林課>現在は、植物の生育環境として厳しい海岸の前線部（砂丘裏法面端から100m未満程度の範囲）や、景観として松林が求められる箇所については、クロマツの植栽を進めています。前線部より内陸側については、マツクイムシの被害や生物多様性を考慮して、広葉樹を導入することとしています。 今後の見通しですが、九十九里地区だけでも、海岸前線部（砂丘裏法面端から50mの範囲）の植栽必要エリアが約50ヘクタール、その後ろの50～100mの範囲においても約40ヘクタールが存在しているため前線部のクロマツの植栽を優先して進めています。 今後は広葉樹の植栽方法を確立していきたいと考えております。 部会等の開催については未定ですが、皆様からのご意見等についても随時伺わせていただければと考えております。
	③北部林業事務所防災林造成工事では、抵抗性クロマツのコンテナ苗が使用されていますが、今年度の抵抗性クロマツコンテナ苗の供給量はどの位を予定していますか。また、令和6年度の活着率はどの位ですか。 また、昨年度県内産マサキ苗の調達に難しく苦労しました。事前に苗木が調達できるか確認していただくとありがたい。	<森林課>今年度の県内産抵抗性クロマツコンテナ苗の供給量は約3万8千本を見込んでいます。 海岸保安林の公共事業での必要量は2万8千本であり、県内産で必要量を満たせると考えています。 また、令和6年度の活着率は95%（一部生育調査中）となっています。 マサキ苗の入所困難が判明した時点で、監督員に協議をしてください。規格変更、樹種変更等を検討します。
	④防災林造成工事の敷き鉄板などの仮設工事は、現場状況と合わない場合が多かった。事前に仮設計画図など添付していただきたい。	<森林課>仮設計画図などの添付がない場合、敷き鉄板は不要として設計していますが、現地状況等により敷き鉄板が必要になりましたら、施工前に監督員と協議をしてください。必要であると判断したときは、変更契約の対象とします。

項 目	協会の質問・要望	県からの説明の要旨
Ⅱ 少子高齢化・地域防災に対応した公園再整備計画検討プロジェクト	①県が支援助言し推進している市町村が行う都市公園の再整備事業に係わる、最近3年間の事業費の推移と今後の新規地区の見通しについてお伺いいたします。	<公園緑地課>市町村が都市公園の再整備事業を都市公園事業として実施する場合は、社会資本整備総合交付金より、国から支援を受けることが可能です。 令和5年度から令和7年度の3年間で、同交付金により再整備を実施している市町村は、県内で4市5公園あり、令和8年度も2市3公園で予定しております。 なお、公園施設の老朽化が進む中、公園施設長寿命化計画を策定し、公園施設長寿命化対策支援事業により、公園施設の改築・更新に取り組んでいる自治体は、18市あります。 県としましても、必要に応じ、円滑な事業実施に向けて、助言等を行ってまいります。
	②令和6年度創設された「こどもまんなか公園づくり支援事業」の取り組み状況について教えてください。	<公園緑地課>社会資本整備総合交付金「こどもまんなか公園づくり支援事業」により整備を実施している市町村は、令和7年度は1市1公園で実施しております。 「こどもまんなか公園づくり支援事業」は、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象となることから、それら計画への位置づけや整備計画の策定を行うよう市町村を支援し、既存事業からの移行を推進してまいります。
	③連沼浜公園及び富津公園における「再整備計画」の検討状況と事業化の見通しについてお伺いいたします。 その他の県立公園の再整備計画の推進状況について教えてください。	<公園緑地課>連沼浜公園及び富津公園における再整備の検討状況については、令和6年度に「再整備計画」の検討会議を開催し、各委員の意見を反映した再整備計画（案）を作成しました。 連沼浜公園では今年度、検討会議で提案された意見を踏まえ、より実効性のある再整備計画となるよう、事業化サウンディングなどの委託業務の発注手続きを進めているところです。 富津公園では再整備計画（案）を基に、事業化に向けたサウンディングを進め、検討熟度の高い民間提案を集めています。 今後は富津市と検討会議を開催し、募集要項を策定し、事業者公募に向けた準備を進めてまいります。 その他の公園における民間活力導入による魅力向上については、柏の葉公園において、今年度、健康スポーツゾーンにおいて、都市型スポーツ施設の導入に向けて、民間事業者へのヒアリングを行いながら、事業スキームや公募条件等を検討してまいります。
Ⅲ 門松づくり講習と寄贈	①「ミニ門松」はCCIちばの事業として取り組みますので、一般募集について県のご協力をお願いしたい。	<建設・不動産課>「ミニ門松」づくりは、県民参加型のイベントとして、CCIちばの事業においても建設業の魅力向上に資する重要な取り組みの一つであり、また、参加された方々からも大変好評を得ているところです。 講習会の一般募集につきましては、CCIちばのホームページに掲載するとともに、県のホームページでも紹介するなど、協力させていただきます。
	②昨年同様、寄贈先との仲立ちをお願いしたい。	<建設・不動産課>昨年も、県庁本庁舎正面玄関ほか関係施設に門松を寄贈していただきまして、誠にありがとうございます。 寄贈された施設では、大変喜び、感謝しております。 今年度の寄贈につきましても、これまで同様、引き続き仲介させていただきます。
Ⅳ 造園技術の向上	（造園技能検定講習） ①印旛沼下水道事務所等において造園技能士を入札参加資格要件に位置づけていただき大変感謝しております。また、有資格者にとっても励みにもなっています。 専門的な技能を必要とする業務を発注する企業局水道部などすべての機関が造園技能士を入札参加資格要件とするように更なる徹底をお願いしたい。	<管財課>専門的な技能を必要とする業務については、業務内容等に応じ、発注所属において必要と認められる資格、例えば「造園技能士の資格を有する者であること」などの入札参加資格要件を設定することとしております。 <浄水課>企業局水道部が発注する緑地管理委託は草刈りが主ですが、一部の委託には剪定も含まれることから、造園技能士などの入札参加資格要件については、各所属において業務内容により必要に応じて設定してまいります。
	②造園技能士の資格についてご理解をいただくため、県担当者の皆さんにも造園技能検定試験講習会の視察をしていただきたい。	<公園緑地課>造園技能士は、公園・緑地に係る整備や管理を行う上で重要な資格であると認識しており、県としても県立公園の整備・管理や職員の技術向上の観点から、造園技能士を知ること重要であると考えております。 本資格への理解を深めるため、引き続き、出先機関の職員も含め、参加を呼び 掛けてまいります。
	（街路樹剪定士研修会・認定試験等） ①葛南土木事務所等において街路樹剪定士を入札参加資格要件に位置づけていただきありがとうございます。 街路樹剪定業務については、良好な景観を保全するため県の全機関で街路樹剪定士を入札参加資格要件とするようにお願いしたい。 また、街路樹の倒木等を防止する街路樹の簡易診断に街路樹剪定士の活用をお願いします。	<管財課>専門的な技能を必要とする業務については、業務内容等に応じ、発注所属において必要と認められる資格、例えば「街路樹剪定士の資格を有する者であること」などの入札参加資格要件を設定することとしております。 <道路環境課>街路樹剪定士の活用については、引き続き業務内容や現地の状況に応じて、検討してまいります。
	②県担当者の皆さんにも街路樹剪定士研修会に参加していただき、街路樹剪定士制度等についてご理解願いたい。	<道路環境課>昨年11月の街路樹剪定士研修会に県職員も参加させていただきました。今後も街路樹剪定士の制度について、県職員へ周知してまいります。
	③街路樹の植え替えあるいは公園再整備が見込まれる中、植栽土壌のスペシャリストとして植栽基盤診断士による提案が期待されています。 県発注工事の入札公告等に植栽基盤診断士を明記していただきたい。（国、URでは採用しています。）	<公園緑地課>一般競争入札の実施にあたっては、発注所属において工事内容に応じて必要と認められる入札参加資格要件を設定しております。 植栽基盤診断士の活用につきましても、当該資格の普及状況などを注視しつつ、工事内容や現地の状況に応じ、検討してまいります。 今後とも、適正な業務の履行の確保や入札の公平性・競争性などに配慮しつつ、入札制度の適切な運用を図ってまいります。

【会員から寄せられた意見や要望】

項 目	協会の質問・要望	県からの説明の要旨
I 入札等について 要望 1	①入札制度見直しにより発注金額が2千万円以上5千万円未満は、指名競争入札から一般競争入札に見直されました。 昨年度、県の「造園工事」に係る入札契約件数は25件、うち指名競争入札23件（令和5年度は全て指名競争入札）、全て造園業者と契約しました。 入札制度見直しで懸念されたことは土木業者の参入と競争激化による低入札のことでしたが、県はこれまでの受注環境とあまり変わらないよう配慮し、受注機会の確保が図られるようにすると発言されていました。 今年度、発注金額2千万円以上5千万円未満の「造園工事」の一般競争入札で土木業者が最低制限価格で落札しています。 このようなことから、発注件数の少ない「造園工事」の一般競争入札においては、同一業者が入札のたびに落札する可能性があることから、発注機関において、同一業者による落札を制限する例えば、入札参加者に必要な資格に関する事項に「今年度、千葉県〇〇事務所の造園工事の入札において既に落札した者は入札に参加することができない。」など設定するようにご指導をしていただきたい。 併せて、令和7年度県土木事務所公園整備工事の発注見直し（7月時点）では、公園整備工事21件のうち造園工事10件で公園整備工事の「造園工事」の占める割合は47%と少ない状況です。 国の建設業法に基づく建設許可ガイドラインによると「造園工事」の内容は、①樹木、草花等の「植栽工事」②修景・芝生・運動などの広場を築造する「広場工事」③花壇・噴水その他の修景施設・休養施設・遊戯施設・便益施設等の「公園設備工事」④切盛・排水・整地・植栽地盤造成、法面造成、土留・水路等の「地ごしらえ工事」⑤公園内の遊歩道、緑道等を建設する「園路工事」⑥法面緑化、土壌改良等の「地被工事」等多岐にわたっており、造園業者は造園工事においてはゼネコンと同じ総合建設業者の役割を担っています。 今年度の公園整備工事の発注見通しの「土木一式工事」などから「造園工事」に工種変更をするよう発注機関へのご指導を切にお願いします。 また、県立公園の維持管理に係る「造園工事」の一般競争入札（価格競争）においては、入札参加資格として「災害対応貢献企業者である者」として「〇〇土木事務所長と「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定」を締結している一般社団法人千葉県造園緑化協会に加入している者」を設定することを発注機関にご指導していただきたい。	<建設・不動産業課>一般競争入札の拡大により、地域産業の育成を図るための資格要件として、一定の応札者数を確保した上でより範囲を限定した「地域要件」や維持修繕や災害復旧工事に関する工事については、県と災害協定を締結している団体に加入している者を要件とする「災害対応貢献企業」を設定できることとしています。 資格要件は経験や技術的適正の有無等に関する必要な資格を求めるものであり、一般競争入札の参加資格としては、より競争性を高めるため、極めて限定された者しか入札参加できないようなことが無いように設定する必要があります。 なお、総合評価方式では、企業の技術力だけでなく、地域精通度や地域貢献度も評価項目としており、地域や工事の特性等を踏まえた方式となっています。 また、受注機会の確保等のため、一定の条件を満たす複数の建設工事等を同時に発注する場合、予め定めた開札順序で落札者を決定し、落札者となった者のそれ以降に落札決定する案件の入札を無効にする「一抜け方式」を実施しております。 今後とも、地域産業の発展に配慮しつつ、品質や入札の公平性・競争性を確保しながら、入札制度の適切な運用を図ってまいります。 <建設・不動産業課>建設業法第3条第2項に規定されたとおり、建設業の許可は、建設工事の種類ごとにそれぞれ与えるものとされており、発注する建設工事の種類については、各発注機関で、発注する工事の内容により、決定しているところです。 <公園緑地課>県が発注する公園整備工事については、各土木事務所において、造園工事で発注できる工種は造園工事で発注するよう努めてまいります。 <建設不動産業課>一般競争入札の拡大により、2千万～5千万円の建設工事等の入札参加資格において、維持修繕や災害復旧工事に関する工事については、必要に応じて、県と災害協定を締結している団体に加入している者を要件に設定できることとしています。 当該要件は、地域に精通し施工について必要な知識経験を有する地元企業の活用による円滑かつ効率的な施工を確保することに加えて、地域の守り手である地元企業の技術力向上を図ることを目的としております。 今後とも、地域産業の育成に配慮しつつ、品質や入札の公平性・競争性を確保しながら、入札制度の適切な運用を図ってまいります。
	②令和5年度の意見交換会で緑地管理・道路清掃委託業務の一般競争入札等において、同時発注している案件が多くかつ同一業者による複数落札案件が多いため、造園業者の受注機会の確保をお願いします。県は同一業者の重複参加制限をかけた発注を行うと言っていました。 会員から同時発注で同一業者による複数落札案件が多く見受けられるとの意見が寄せられ、ある発注機関の令和6年度緑地管理・道路清掃委託業務の契約数52件、同時発注案件12件（契約数49件）うち同一業者複数落札案件8件（契約数17件）となっています。 中には同一業者複数落札案件のない発注機関もありますが、多くの発注機関で同一業者複数落札案件が見られます。 つきましては、発注機関が同一業者の重複参加制限をかけた発注を行うようにご指導の徹底をお願いいたします。	<管財課>一般競争入札等に当たっては、適正な業務履行や事業者の受注機会の増大を図る観点で、分離・分割発注を推進するとともに、地域要件や同一事業者による複数案件の参加制限など、必要に応じて入札参加資格要件を設定できることとなっております。 建設工事等を除く委託業務に対する「一抜け方式」の導入については、把握する限り導入している都道府県は無く、競争性、経済性等の観点から慎重な検討が必要であると認識しています。 今後とも、適正な業務の履行の確保や入札の公平性・競争性などに配慮しつつ、入札制度の適切な運用を図ってまいります。 <公園緑地課>一般競争入札等に当たっては、適正な業務履行や事業者の受注機会の増大を図る観点で、地域要件や同一事業者による複数案件の参加制限など、必要に応じて入札参加資格要件を設定できることとなっております。 今後とも、適正な業務の履行の確保や入札の公平性・競争性などに配慮してまいります。
	③緑地管理・道路清掃委託業務の発注において、出先機関の中には、単価表がない設計書、単価表に歩掛がない設計書は積算根拠、業者見積の採用見積単価の公表を資格確認通知時点にしてくださいようご指導をお願いいたします。	<公園緑地課>県土整備部においては、見積もりで単価や歩掛を徴収したものは採用したものについては参考資料として添付することとなっております。 昨年度発注した業務の一部には、添付されていないことがありましたので、今後発注時の参考資料として添付することを指導してまいります。

項 目	協会の質問・要望	県からの説明の要旨
I 入札等について 要望 1	④発注される建築土木工事に造園工事の仕事があっても建築土木業者に一括発注されている場合があります。造園業者は下請け業者となり工事価格や代金支払いなどのリスク、価格の透明性、品質確保のなどでも問題を生じる恐れがあります。 また、造園工事が減少する中であって、適正な利潤の確保や業者育成の観点から建築土木工事に樹木の植栽等の造園工事がある場合は、是非造園工事として分離発注をしていただきたい。	<公園緑地課>県が発注する公園工事については、施工内容に応じて一体施工の必要性を考慮する工事もありますが、公園緑地課から各土木事務所に依頼し、できるだけ分離発注をするよう努めているところです。 今後も、県内業者の発展に考慮しつつ、公正性や品質確保を図りながら、適切な制度運用に努めてまいります。
II 公園緑地・景観整備等について	①実施中の県立都市公園整備事業（八千代広域公園、市野谷の森公園、長生の森公園、各公園の長寿化対策事業等）の進捗状況と完了の予定について教えてください。	<公園緑地課>県立都市公園整備事業における整備中の公園に関し、八千代広域公園の村上側については、供用を開始しているところであり、萱田側について、引き続き用地買収を進めるとともに、買収済み箇所から造成及び施設の整備を進めております。 市野谷の森公園の第1期区域については、令和3年度末に供用開始しました。第2期区域については、令和3年度末に事業認可を取得し、引き続き用地買収を進めております。 長生の森公園は、令和3年度までに多目的広場を含めた一部を供用しました。昨年度は多目的広場周辺の四阿等の整備を行い、今年度は、地区北部の芝生広場等の工事を行う予定であり、引き続き事業を推進してまいります。 各県立公園の長寿化対策事業については、予防保全及び事後保全の観点から必要となる公園施設の改修を実施してまいります。
	②千葉県企業局土地管理部の本年度の緑化事業の内容と今後の見通しについて教えてください。	<企業局資産管理課>今年度は緑化事業についての予定はありません。 なお、企業局土地管理部で保有している土地及び施設の維持管理のため、引き続き、剪定や除草等の業務委託を予定しています。
	③県立公園の指定管理者制度では、施設で働く従業員の賃金や業務内容といった労働条件は指定管理者の責任と裁量の範囲としています。しかしながら、近年の最低賃金上昇幅は想定をはるかに超えており、人件費の高騰が指定管理者の経営リスクにつながり、ひいては県民サービスの低下を招く恐れもあると考えられます。 このことを踏まえ、指定管理者の健全経営を通じた施設の適切な管理運営や、業務の適正な履行の確保を目的として、公共労務単価や最低賃金に一定以上の上昇がみられた場合に賃金スライド制度創設をお願いいたします。	<公園緑地課>県立公園の指定管理者制度は、現状、賃金スライド制度の導入は行っておりませんが、他県的事例等を踏まえ、研究してまいります。
	④昨年に引き続きお願い申し上げます。 千葉県内における緑豊かな都市の形成において、都市計画や風景計画等を造園的な観点からみる造園専門職の配置が必要ではないでしょうか。 県内において、以前であれば公園内工事であっても土木や舗装、電気等に発注されていた案件であっても、造園工事として発注いただきありがとうございます。 しかし、建築をはじめ、園路や休養施設などの発注の中に良好な緑化空間がないのはなぜでしょう。 多くの県民が利用する公園に緑化空間が構成されていないのは、県として、施工後に維持管理費が掛かる事をあえて避けていませんか？ 県の施設として、道路や公園などは、第一に安全を考え、次に利便性を検討し、その中に快適性や空間構成の魅力作りは入っております。 街路樹は、新緑や紅葉などで季節を感じさせてくれるはずが、暑い日に緑陰としての機能さえ出来ない幹だけになった街路樹へと姿を変え、さらに植樹帯はコンクリートや防草シートで覆われ年々面積を減らしております。 建物周辺の植栽や公園や街路樹は、生物多様性が叫ばれている現在において、その生物が生育できる大切な空間となり、それらは同時に、我々が生活する上で大切な安らぎや潤いを与えてくれる場所となります。 その為、空間作りの専門である造園専攻した職員の配置が必要ではないでしょうか。 さらに、持続可能なみどり豊かな空間整備の実現には造園職種の採用が必要ではないでしょうか。	<県土整備政策課>緑豊かな都市環境の形成にあたっては、土木職員の多岐にわたる業務の中で培われた幅広い知識や視点が活かせると考えており、引き続き土木職員の中から能力、適性を考慮して配置してまいります。



項 目	協会の質問・要望	県からの説明の要旨
Ⅲ 森林環境譲与税の活用について	①令和元年度からスタートしました森林環境譲与税の今年度の配分は、どの位になりますか。 また、6年が経過した中、森林環境譲与税を活用した森林整備の具体的な取組状況を教えてください。	<森林課>令和6年度からは、森林環境税の徴収が開始されました。令和7年度は本県には、市町村分として1,109,648千円、県分として123,294千円、合計1,232,942千円が譲与される見込みです。令和5年度までの森林環境譲与税を活用した森林整備に係る市町村の取組としては、 ・災害に強い森づくりのための重要インフラ施設周辺での森林整備 ・ナラ枯れ被害木の伐採・搬出 ・間伐への補助 ・森林整備に関するアンケート、意向調査 などが実施されています。 県の取組としては、法の規定により用途は市町村支援とされていることから、 ・都市部と森林地域をマッチングし、双方の市町村が連携して森林整備に取り組む「森林整備広域連携モデル事業」を実施しました。 なお、森林環境譲与税の用途については、決算を議会の認定に付した後に公表することとなっているため、令和6年度の用途については、各自治体から令和8年1月～3月頃に公表される見込みです。
	②森林整備の担い手で景観整備機構である当協会も森林整備の取組に協力したいと考えています。森林環境譲与税使途の検討課題等の協議の場に参加させていただきたい。	<森林課>市町村が森林環境譲与税を活用して進める森林整備の推進に当たっては、担い手の確保は重要な課題の一つであり、現在、森林整備を中心的に担っている森林組合等の林業事業体に加えて、貴協会の会員の御協力をいただく場面もあるものと考えています。 現在、市町村に配分される森林環境譲与税の使途は、各市町村がそれぞれの地域特性に応じて独自に決定しているところです。県としては、市町村に対して日常的に行っている普及指導員によるサポート業務等を通じて、貴協会の活動についても周知を図ってまいります。 また、千葉県森林・林業担い手確保・育成対策事業では、他業種の参入支援として「森林・林業参入支援研修会」等を実施しています。 なお、森林経営管理法第36条の規定により行う経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者について公募する「意欲と能力のある林業経営者等」に登録されますと、県が定める基準を満たす業者として県のHP等で公表されます。
Ⅴ 諸事項の改善について	①今年度、道路維持管理において一部除草剤の施工をされているようですが、導入の経緯と実施範囲を教えてください。 また、今回の成果と今後の展開についてもお伺い致します。	<道路環境課>道路除草を効率的かつ効果的に実施することを目的に、今年度から、除草剤の散布を試行的に実施しているところです。 散布にあたっては、周辺環境の配慮や第三者被害防止を踏まえて、中央分離帯、歩車道境界ブロック、ガードレールなどの構造物端部や路肩など、刈払機による除草作業や防草対策が困難な箇所を実施しています。 今後の運用については、今年度の試行結果を踏まえて検討してまいります。
	②今年、6月1日より事業者が熱中症対策が義務化されました。 現在、千葉県では、熱中症対策に資する現場管理費の補正を工事において実施されておりますが、委託業務においても実施はされておりますでしょうか。 また、直接作業費となる標準施工量が、猛暑のために実施困難な状況にあります。 熱中症対策として、空調服の着用を行い、現場にはWBGT測定器を設置しますが、すぐに危険数値を表示しアラームが鳴ります。その場合、休憩時間を頻繁に取る事となり、物理的に作業量が減る事となります。 作業員に無理をさせ、休憩無しで作業を行なう事は出来ないため、工事と委託業務における標準施工量（施工単価）の見直しを是非ご検討下さい。 また、近年の猛暑で、毎日草刈等作業をしていると1時間も継続して作業できません。熱中症対策として、草刈・除草作業中ヘルメットではなく麦わら帽子での作業をお願いしたい。	<技術管理課>現場管理費の補正は、委託については統一的な積算基準が無いことから実施していません。また、標準施工量の見直しについても、委託については統一的な積算基準がありません。 安全管理上、ヘルメットを着用しないという判断を、発注者として認めることは困難であると考えられます。 <管財課> 施工単価の見直しについては、国の動向を注視してまいります。なお、工期については、猛暑日を考慮し、設定しています。
	③近年、労務単価の上昇により1年前と同じ内容の委託でも設計金額が上がっています。 その設計金額の上昇の影響による為なのか分かりませんが、旧年と近い設計金額にしたいのか、維持管理の設計内容を変更しているように見受けられることもあります。 例えば、除草の回数を減らす。毎年除草をする路線の除草をせずに寄せ植え。刈込のみの作業で除草もしたことにする等。 発注機関が予算の為に従来、必要とされ行われてきていた業務委託の内容を変更しなくても良いように予算の確保をしていただきたい。	<道路環境課>県管理道路においては、道路バトロールや地域の要望を踏まえ、雑草や街路樹の繁茂等により見通しが確保できないなど、交通に影響のある箇所を優先し、除草や剪定を実施しているところです。 道路除草や街路樹剪定、側溝清掃等に係る道路維持修繕費の令和7年度予算は、6月補正後で前年度に対し約1億5,000万円増額となっています。 引き続き、道路の適切な維持管理に必要な予算の確保に努めてまいります。